

沖縄県差別のない人権尊重社会づくり条例（仮称）骨子（案）に関する県民意見募集結果

骨子案について、令和4年12月5日から令和5年1月6日にかけて県民意見募集を行ったところ、157の個人・団体から475件の貴重な御意見をいただきました。

寄せられた御意見及びそれに対する県の考え方につきましては、以下のとおりです。なお、いただいた御意見につきましては、取りまとめの便宜上、趣旨を損なわない程度に概要としてまとめさせていただきましたので、ご了承ください。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。今後も、県行政の推進につきまして、御理解・御協力をお願い申し上げます。

- 1 募集期間 : 令和4年12月5日（月）～令和5年1月6日（金）
- 2 募集方法 : 電子メール又は郵送
- 3 意見提出状況 : 下表のとおり

(1) 提出数 : 157（個人145、団体12）

提出方法別	メール	郵送等	地域別	県内	県外	個人／団体	個人	団体
		123		34			120	37

(2) 意見数 : 475件

1 前文	2 総則	3 インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援	4 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進	5 性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進	6 沖縄県人権尊重社会づくり推進審議会（仮称）
31	94	60	124	50	44
7 条例全般					
72					

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1 前文について (31件)		
(1) 世界人権宣言等の記載を求めるご意見 (7件)		
1	前文に、日本国憲法、人権条約の理念について触れることを求める意見 (同趣旨ほか1件)	<p>この条例は、全ての人への不当な差別は許されないことを宣言するとともに、人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現を目指し制定するものです。</p> <p>全ての人民と全ての国とが達成すべき共有の基準を定めた世界人権宣言及び日本国憲法が保障する基本的人権の観念は、本県が目指す人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現と一致するものと考えております。</p> <p>前文では、新たな人権問題が存在することや、本則の条文で表すことが難しい理念、本県が目指すべき社会を明確にし、社会全体で取組を推進していくことを規定してまいります。</p>
2	日本国憲法の「基本的人権の尊重」と「言論の自由」の文言があるとよい。	
3	世界人権宣言に則り、人種差別撤廃条約に準じたものであることを入れ、対象ではなく何が差別なのかを定義し、包括的差別禁止条例とすること。	
4	「世界人権宣言や人種差別撤廃条約や女性差別撤廃条約等の国際人権諸条約の精神に則り」を挿入すべき。	
5	前文に、人権が県民ひとりひとりの権利であることを強調する。	
6	人権侵害がどれだけ大きな問題であるのか、前文に盛り込み強調して欲しい。	
(2) 琉球王朝時代や歴史的背景の記載に対するご意見 (15件)		
7	琉球王朝は先島への人頭税等の差別、人権弾圧し重税で人々を苦しめており、前文に相応しくないという意見 (同趣旨ほか1件)	<p>差別のない社会の実現は、一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、互いの人権を尊重して、社会全体で取り組まなければならないものであります。</p> <p>歴史についての認識は、様々であります。不当な差別は許されないことは共通の認識であると考えております。</p> <p>この条例は、全ての人への不当な差別は許されないことを宣言するとともに、人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現を目指し制定するものです。</p> <p>前文では、新たな人権問題が存在することや、本則の条文で表すことが難しい理念、本県が目指すべき社会を明確にし、社会全体で取組を推進していくことを規定してまいります。</p>
8	琉球王朝が全ての人々の尊厳を人権を尊重してきたように読めて違和感を感じる。琉球にも身分差別は存在しており、美化はできないし、万国津梁という言葉が差別を許さない意味をもつか疑問である。	
9	琉球王朝のことが書かれているが、沖縄内部の排外主義に対する批判が欠けているのではないかと。	
10	かつて沖縄が琉球王国であったことなどは差別解消の法的根拠とはならないと思うので削除が適当。	
11	「琉球王朝」を「琉球王国」に改めるという意見 (同趣旨ほか1件)	
12	「万国津梁」とともに、全ての人々の存在とは「とうーぬ いーびや いぬたきや ねーらん」という認識で、人権尊重社会を目指すという精神を前文に示すとともに、人権侵害を受ける側の保護に偏った条例・施策となることを望む。	

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
13	沖縄が受けた差別の歴史的背景（人類館事件、県外で琉球、沖縄人お断りと言われた住居差別、店舗利用禁止など）を前文に追加してほしい。	差別のない社会の実現は、一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、互いの人権を尊重して、社会全体で取り組まなければならないものであります。 様々な歴史認識があることは承知しておりますが、この条例の前文では、全ての人への不当な差別は許されないことを宣言するとともに、人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現を目指し、社会全体で不当な差別の解消を推進していくことを規定してまいります。
14	沖縄が差別されてきた歴史を入れる （琉球処分や沖縄戦を経て、戦後は米施政権下に置かれ本土復帰が遅れたことなど、県外にはない特殊な歴史から、現在も多くの偏見・差別が存在する。）	
15	沖縄が受けてきた差別の歴史や現在も続く構造的差別についても言及してほしいです。	
16	沖縄県民がすでに日本で差別されていることを述べるべきではないか。明治政府により併合され、琉球の言葉や文化が劣ったものであると教育がなされ、沖縄差別が存在し、今でも残っている現状と背景を加えるべき。	
17	人種差別撤廃条約等の国内実施の具体化である旨の記載がないことは問題。沖縄が置かれてきた困難な歴史的背景を踏まえて、条例における決意を前文に記載すべき。	差別のない社会の実現は、一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、互いの人権を尊重して、社会全体で取り組まなければならないものであります。 歴史についての認識は、様々であります。不当な差別は許されないことは共通の認識であると考えております。 全ての人民と全ての国とが達成すべき共有の基準を定めた世界人権宣言及び日本国憲法が保障する基本的人権の観念は、本県が目指す人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現と一致するものと考えております。 前文では、新たな人権問題が存在することや、本則の条文で表すことが難しい理念、本県が目指すべき社会を明確にし、社会全体で取組を推進していくことを規定してまいります。
18	人種差別撤廃条約や世界人権宣言の理念に基づき、琉球・沖縄の歴史的背景を踏まえ「沖縄の人に向けられる、沖縄ということを理由とした差別」の解消と、インターネット上にある沖縄県民に対する差別を解消する必要があるとの意見（同趣旨ほか1件）	
(3) 前文で記載する用語の使い方や定義等に対するご意見（5件）		
19	複雑化、多様化とは言葉の意味は全く違うが混同しやすい。行政文書がよく用いる、多様性・多様化の多用を改め、適用を求める。	用語の使い方については、県民に誤解を招かないよう、より丁寧に対応してまいります。
20	心豊かな社会の実現を「目指すため」ではなく「豊かな社会を実現するため」にすべきではないか。	この条例は、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため、制定するものです。前文では、本県が目指すべき社会を明確にし、社会全体で取組を推進していくことを規定してまいります。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
21	「差別とは何か」という定義がなされておらず、これでは、「日本人ヘイト」、「米軍ヘイト」といった差別に対する間違っただ認識が普及する恐れがある。差別とは何か定義すべき。	この条例は、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため、制定するものです。 総則において、不当な差別について定義するとともに、基本理念において、何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別はしてはならないという認識の下に、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として取組を推進することを規定してまいります。
22	前文に、様々な差別の解消と人権に関する課題の解決があるが、その方向性は誹謗中傷等、差別的言動の解消、理解の増進に限定されている。それに留まらず、入管制度や異性愛主義的な制度総体を批判すべき。	この条例は、新たな人権課題を含めた不当な差別の解消に関し、既に制定されている条例と相まって取り組んでいくことで、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため、制定するものです。 全ての人への不当な差別は許されないことを宣言するとともに、人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現を目指し、社会全体で取組を推進していくことを規定してまいります。
23	前文に「ハンセン病隔離政策等の誤りを反省し」を挿入すべきです。差別のない人権尊重社会づくりを目指すのであれば、県も差別に加担してきたことについて反省していること、これを今もなお差別に苦しめられている人々に、最初に知らせるべきです。	
(4) 条例の名称及び前文全般に対するご意見（4件）		
24	条例の名称及び前文の全文訂正を求めたい。 「琉球人や琉球の島々にルーツのある人々に対する差別やヘイトスピーチやヘイトクライムを禁止する条例」のように、救済及び保護の対象と刑事罰の対象を明確にすること。	条例の目的である社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを明確にした条例の名称としてまいります。 前文では、全ての人への不当な差別は許されないことを宣言するとともに、人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現を目指し、社会全体で取組を推進していくことを規定してまいります。
25	当初の「ヘイトスピーチ規制条例」の趣旨から大きく論点がずれており、前文はじめ総則全ての全文訂正を求めます。	差別のない社会の実現は、一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、互いの人権を尊重して、社会全体で取り組まなければならないものです。不当な差別を解消するための長年の取組にもかかわらず、依然として、公共の場やインターネット上で特定の個人又は不特定多数に向けて行われる特定の人種、国籍、出身等の本人の意思では変えることが難しい属性を理由とする不当な差別的言動が存在しております。
26	「今もなお不当な差別が存在」「インターネットの普及等の社会の変化～人権に関する課題」の中味を明確にすべき。とりわけ、私たち県民が（というべきか琉球民族というべきか）受けている「沖縄差別」とその目に見える暴力としての「沖縄人に向けられるヘイトスピーチ」について、はっきりと表現される必要がある。	前文では、新たな人権問題が存在することや、本則の条文で表すことが難しい理念、本県が目指すべき社会を明確にし、社会全体で取組を推進していくことを規定してまいります。
27	全ての人への不当な差別は許されないことを宣言し、人々が相互に理解し、尊重し合い、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を目指すためこの条例を制定する。	この条例は、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため、制定するものです。引き続き、取組を進めてまいります。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
2 総則について (94件)		
(1) 目的についてのご意見 (5件)		
1	目的に「県、県民及び事業者の責務」とあるが、加害した者こそ、人権尊重に対する理解を深める必要があり、加害者の責務を明らかにすべきというご意見（同趣旨ほか1件）	この条例は、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため、制定するものです。 全ての人への不当な差別は許されないことを宣言するとともに、人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現を目指し、社会全体で取組を推進していくことを規定してまいります。 総則において、県、県民及び事業者の責務を規定してまいります。
2	加害者側への働きかけの一環として、教育という名の罰則を求める。	
3	責務は県民だけでない。県外の者でも県内でマイノリティに対するヘイト行動を起こす者はすべて規制の対象にする。	
4	「全ての人」ではなく、「沖縄人・琉球人・ウチナーンチュ・琉球ルーツなど民族的マイノリティと沖縄に暮らすその他のマイノリティ」にする。	
(2) 基本理念についてのご意見 (2件)		
5	沖縄には全てに通じる「金言」がある。「命どう宝」「イチャリバチョーデー」を基本理念に入れること。	この条例の基本理念において、全ての人が、個人として人格及び個性が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下に、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として取組を推進していくことを規定してまいります。
6	「差別的取扱いによって自死やひきこもりが起こることのないようにする」などの文言が必要である。	
(3) 不当な差別的取扱いの禁止に関するご意見 (42件)		
7	「不当な差別的取扱いの禁止」の対象となる事項に「性的指向及び性自認」の追加を求めるご意見(同趣旨ほか15件)	不当な差別のない社会の形成を図るため、この条例の基本理念に、「何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならない」と規定することとしております。
8	性的指向及び性自認(SOGI) を含めることのほか、「性的特徴・性表現等」の追加を求める。	

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方	
9	「民族、宗教、性的指向、性自認、障がい、疾病、傷病」を追加して欲しい。	この条例は、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため、制定するものであり、その基本理念に、「何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別はならない」と規定することとしております。その他の事由とあるように、例示以外の事由であっても、不当な差別をしてはならないこととしております。	
10	「民族」の追記を求めのご意見（同趣旨ほか3件）		
11	「琉球ルーツを含む民族」を追記		
12	「思想、信条、性的指向」を入れ、範囲を広げる必要がある。		
13	「各地方・地域」を加える。		
14	「性別、性自認」とすべきです。条例で周知すべき。		
15	差別は、個人の責任ではどうすることも出来ない事を理由として不当な扱いをすることであり、「何人も、人種、国籍、性別その他の事由を理由とする・・・」が妥当である。		
16	条例で使う用語についての定義規定の条文を設け、「差別」についての定義規定をおくことを求めのご意見（同趣旨ほか1件）		
17	不当な差別的取扱いに「世系又は民族的若しくは種族的出身」を追加し、差別的言動、差別の煽動も禁止とする。		
18	項目(6)を追加し、差別と不当な扱いの定義を追加すべきではないか。不当な扱いは、現地域の法律や伝統、文化、マナー、社会情勢等から明らかに逸脱した不利益な取り扱い。		
19	恣意的運用を避ける配慮のための例示が必要。不当な差別的取扱いの禁止、不当とは具体的にどのようなものを指すのか。		
20	「不当な差別的取扱い」の中に、障害者差別解消法にいう合理的配慮の不提供はふくまれるでしょうか。含まれるのであればその旨を明記してください。含まれないのであれば、別にその禁止を明記してください。		この条例は、不当な差別の解消に関し、既に制定されている沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例と相まって、社会全体で差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため、制定するものです。
21	「取扱い」は不要。第三者的に取れる。差別の行為だけでなく、教育や啓もう活動で差別の考えをなくしていかなければならない。		この条例では、社会全体で不当な差別の解消を推進するため、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めるとともに、不当な差別の解消について、情報収集、調査、分析等の取組を行い、必要な施策を講ずることとしております。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
22	禁止としているが、対応が弱い。	<p>この条例は、全ての人への不当な差別は許されないことを宣言するとともに、その基本理念に、「何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別はしてはならない」と規定することとしております。</p> <p>不当な差別のない社会の形成を図るため、基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応ずること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより、不当な差別の解消の推進を図ることとしており、罰則は規定していません。</p>
23	「取り扱いをしてはならない」を「取り扱いを禁止する」にする。	
24	不当な差別的取扱いの禁止について、実行性を担保するため罰則を設けること。	
25	差別的言動も禁止すべきであり、禁止や命令だけは抑止にならず、罰則もセットでなければ条例の効果は薄い。	
26	不当な差別取扱いの禁止について、「基本理念」の項目に入っているが、総則の中の独立の「差別禁止」条項とし、違反した場合に第三者機関による救済手続きが受けられるようにすること。	
27	禁止は違法であり、違反者に勧告するなど、調停機能を持ち被害者を救済する組織の設置を求めるとのご意見 (同趣旨ほか2件)	<p>この条例は、全ての人への不当な差別は許されないことを宣言するとともに、その基本理念に、「何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別はしてはならない」と規定することとしております。</p> <p>不当な差別のない社会の形成を図るため、この条例の基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応ずること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより、不当な差別の解消の推進を図ることとしており、罰則は規定していません。</p> <p>また、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の措置及び差別のない社会の形成に関する施策の推進に関する重要事項について調査審議する第三者機関を設置してまいります。</p>
(4) 県、県民及び事業者の責務に関するご意見 (20件)		
28	県の責務として、県が差別のない人権尊重社会づくりを推進するための人権施策推進基本計画を、専門的な第三者機関の意見を聴いて策定することを定めること。	<p>この条例は、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的として、県の施策の基本方針を定め、教育・普及活動、相談体制の整備、差別の実態に応じた解消の取組など、不当な差別のない社会の形成に関する施策を講ずることとしております。</p>
29	県の責務として、人権教育及び人権啓発を行う責務を定めること。	<p>県は、基本理念及びその責務を踏まえて、不当な差別のない社会の形成を図るための基本方針として、県が実施する施策を講じていくことを定めることとしております。</p>
30	県の責務として、県が差別についての実態調査、差別撤廃のための国連、各国や他地方公共団体の政策などの必要な情報収集及び調査研究を行うとの責務を定めること。	<p>情報の収集、不当な差別の実態把握、これらを踏まえた施策への反映は重要であると考えております。</p>

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
31	県が総合的に施策を推進できるよう人権部、少なくとも人権課を設置し、一般職員の増員に加え、人権施策推進のための専門的能力のある職員を新たに採用してください。	不当な差別に関する相談に的確に応ずるため、相談体制の整備を図ることとしております。
32	多様なルーツの人たちが交流して相互理解を深めたり、マイノリティの人たちが日常的に相談することができ支援を受けられるような公的な施設を設置する条項を入れること。	不当な差別に関する相談に応ずるため、相談員を設置することとしております。公的施設の設置については、今後の取組の参考といたします。
33	県の責務に「日本が締結した人種差別撤廃条約及び日本国憲法が定める基本的人権の尊重、公共の福祉を踏まえ」の追記を求める。	この条例の前文において、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理、日本国憲法の基本的人権について規定してまいります。
34	県、県民及び事業者の責務は良いが、県民へのヘイトに対する対応が欠けている。	この条例では、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずることを規定してまいります。
35	既に施行されている条例・法律・法令に、社会等に当該人権差別を誘発する恐れや、実際に人権差別を補完してきたものへの指摘・改変・廃止させる働きを担えないか。	この条例は、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため制定するものです。 不当な差別のない社会の形成を図るため、基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより、不当な差別の解消の推進を図ることとしており、罰則は規定しておりません。
36	学校での施策を具体的に明記し、罰則規定を盛り込んで欲しい。	
37	県、県民及び事業者の責務については「実施する」から「実施しなければならない」とするのご意見（同趣旨ほか2件）	この条例は、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るために制定するものです。 この条例の基本理念に、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として推進していかなければならないことを規定するとともに、県民及び事業者の責務として、基本理念にのっとり、県が実施する不当な差別のない社会の形成に関する施策に協力する努力義務としてまいります。
38	「県は、市町村が行う施策について連携し、必要な協力を行う。」は、「必要な協力を行わなければならない」とするのご意見（同趣旨ほか2件）	
39	県は、市町村が行う施策について、連携し必要な協力を行うとあるが、「必要な」は削除。積極的に協力を行うべきである。	
40	市町村が施策を行うのを待つのではなく、県が積極的に市町村に協力を求める方向にしていくべき。	
41	「県民及び事業者は、～協力するよう努める。」から「協力するよう努めなければならない」にすべきのご意見（同趣旨ほか2件）	

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
(5) 相談体制の整備に対するご意見 (23件)		
42	相談体制を整備・充実させることが大事であるとのご意見 (同趣旨ほか1件)	県は、不当な差別のない社会の形成を図るため、基本方針に基づき、不当な差別に関する相談に的確に応ずるための相談体制の整備を行ってまいります。
43	「相談に応じる体制の整備」のみならず常設の体制によって差別言動の実態を積極的に把握することが大事である。	県は、不当な差別のない社会の形成を図るため、基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応ずること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消の推進を図ることとしております。相談体制の整備、情報収集、調査、分析等の取組を行い、差別の実情を踏まえ、不当な差別の解消を図るための施策を講じてまいります。
44	「相談」だけではなく「紛争の防止及び解決を図ること」ができる体制を整え、項目(6)として「人権に関する調査研究活動の推進」について盛り込むと意気込みが感じられる。	
45	相談体制よりも、まずは差別実態調査体制を置くべき。	
46	相談体制だけでなく、専門的な第三者機関による被害者救済手続きを求めるとのご意見 (同趣旨ほか10件)	
47	何が相談に値するのか、県庁の担当者ではなく第三者機関を作り、その機関が判断して審査する体制を構築するべき。担当部署の恣意的な判断、あるいは政治的な判断が入る恐れがある。	県は、不当な差別のない社会の形成を図るため、この条例の基本方針に基づき、不当な差別に関する相談に的確に応ずるため、専門相談員を配置するほか、法的な助言が必要な場合は、弁護士による法律相談を行うなど、相談体制の整備を図ってまいります。 また、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の該当性の審査、及び不当な差別のない社会の形成に関する施策の推進に関する重要事項について調査審議する第三者機関を設置してまいります。
48	「相談に応じる」から「相談に迅速に応じる」にする。	
49	具体的な体制を明記すべきであり、体制整備だけでなく定期的にチェックする必要がある。	
50	相談だけでは不十分であり、弁護士紹介だけでなく、救済機関を設け、裁判支援やカウンセリング等の具体的な救済施策を求めるとのご意見 (同趣旨ほか3件)	この条例では、県は基本理念及び責務を踏まえて、不当な差別のない社会の形成を図るための基本方針として、県が実施する施策を定めて、取り組んでいくこととしております。不当な差別に関する相談に的確に応ずるため、専門相談員を配置するほか、法的な助言が必要な場合は、弁護士による法律相談を行うなど、相談体制の整備を図ってまいります。 また、被害者支援は重要であることから、関係機関と連携し、他の支援制度の活用を図るなど、取り組んでまいります。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
(6) 総則全般に対するご意見（2件）		
51	氏名公表では抑制効果が薄いため、項目（6）として罰則規定を設けて欲しいとのご意見（同趣旨ほか1件）	<p>この条例は、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため制定するものです。</p> <p>不当な差別のない社会の形成を図るため、基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより、不当な差別の解消の推進を図ることとしており、罰則は規定しておりません。</p>

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
3 インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援について（60件）		
(1) 表記に対するご意見（24件）		
1	啓発だけでなく、差別を抑えるため、断固として県民を守る意思を示すべきとのご意見（同趣旨ほか1件）	この条例は、人権尊重の理念の普及及びそれに対する県民の理解を深めること、不当な差別に関する相談に的確に応ずること、不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことを通して、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的としております。 県民であることを理由とする不当な差別的言動については、情報収集、実態の調査等を行い、被害の態様に応じた解消に向けて必要な取組を行うこととしております。
2	インターネット上の誹謗中傷の対象を県民ではなくウチナンチュ、琉球ルーツ等と表記すべきとのご意見（同趣旨ほか6件）	この条例では、全ての人に対する差別は許されないことを宣言し、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的としております。 何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体で不当な差別のない社会の形成を推進していかねばならないことを規定してまいります。
3	インターネットの「誹謗中傷」とはヘイトスピーチであり、ヘイトクライムになりうる。「誹謗中傷」だと言葉の意味が弱すぎて、「沖縄人差別」を甘くみていると言わざるをえない。	この条例では、インターネット上の不当な差別的言動の解消を図るため、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発、インターネット上の不当な差別的言動に関する相談体制の整備等、必要な施策を講ずるものとしているほか、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずることを規定してまいります。
4	インターネット上の誹謗中傷の範囲を明示すべき。	この条例では、インターネット上の不当な差別的言動その他の誹謗中傷による被害者支援のため、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずることとしており、差別的言動の解消を図るため、誹謗中傷については限定せず、広く捉えていくこととしております。
5	「誹謗中傷」という用語は法的な定義が曖昧なため「人権侵害等」もしくは「差別的言動」との用語に変えること。	

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
6	県民に自衛隊等公的機関の職員と関係者も含まれることを言明すべき。「沖縄ヘイト」の決めつけによる表現の自由の弾圧に留意すべき。	この条例では、全ての人に対する差別は許されないことを宣言し、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的としております。 何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体で不当な差別のない社会の形成を推進していかねばならないことを規定してまいります。
7	「県民」に閉じず、外国籍者も含むよう「住民」に拡張すべきです。断固、「県民」よりもさらに保護する対象を限定することは避けてください。	
8	被害者には、個人だけでなく、団体・集団が含まれることを明記すべき。	この条例では、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずることを、「第2節 不当な差別的言動に関する施策」の中で規定してまいります。
9	県民を著しく侮蔑⇒著しくを削除する。範囲がぶれる。	県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消を図ることについては、相談体制の整備、情報の収集、実態の把握に努めてまいります。
10	県は、当該言動の解消に向けた取組を「主体的」に行う。	
11	「沖縄ヘイト」のネット上の書き込み対策であれば、「沖縄出身であることを理由として」「県民であることを理由として」等の要件で絞り、対象を明確にすべき。	
12	「地域社会から排除することを煽動」という表現よりも、「地域社会から退去させることを告知し又はそれを助長すること」としたほうがより明確である。	この条例では、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずることを、「第2節 不当な差別的言動に関する施策」の中で規定してまいります。 表現については、法令等を参照し、規定してまいります。
13	「沖縄ヘイト」について「3 インターネット」対策に中に入れるのではなく、項目を別建てすること。	「第2節 不当な差別的言動に関する施策」の中で、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずるものとして項目を立てて規定してまいります。
14	「被害者へ関係機関と連携し相談の実施その他必要な支援を行う」について関係機関についての具体的な明記がない。また、相談以外必要と思われる支援を具体的に明記すべき。	この条例は、人権尊重の理念の普及及びそれに対する県民の理解を深めること、不当な差別に関する相談に的確に応ずること、差別の実情を踏まえた取組を行うことを通して、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的としております。 インターネット上の不当な差別的言動の解消を図るため、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発を行うとともに、インターネット上の誹謗中傷等の被害による相談に応じ、情報提供や専門機関への案内を行い、法的な助言が必要な場合は、弁護士による法律相談を行うこととしております。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
15	誹謗中傷等⇒人権侵害等 人権侵害等として、定義規定を置き、不特定の集団に対する差別的言動を含めるとのご意見 (同趣旨ほか2件)	この条例では、インターネット上の不当な差別的言動その他の誹謗中傷による被害者支援のため、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずることとしており、差別的言動の解消を図るため、誹謗中傷については限定せず、広く捉えていくこととしております。 県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消を図ることについては、相談体制の整備、情報の収集、実態の把握に努めてまいります。
(2) 取組に関するご意見 (36件)		
16	ネットモニタリングを実施し、不当な差別的言動に対し声明を発する、または削除要請を行ってほしいというご意見 (同趣旨ほか7件)	この条例では、インターネット上の不当な差別的言動の解消を図るため、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発を行うとともに、インターネット上の誹謗中傷等の被害による相談に応じ、情報提供や専門機関への案内を行い、法的な助言が必要な場合は、弁護士による法律相談を行うほか、不当な差別の解消についての根本的な施策を講ずるため、差別の実情を踏まえ、情報収集、調査等に取り組んでまいります。
17	「当該言動の解消に向けた取組」について、より実効性のある具体策を記載してほしいというご意見 (同趣旨ほか5件)	
18	ネットモニタリングを行うチームの設置と川崎市との協力	
19	インターネット上の県民に対する著しい誹謗中傷について罰則規定を設けるべきというご意見 (同趣旨ほか9件)	この条例は、人権尊重の理念の普及及びそれに対する県民の理解を深めること、不当な差別に関する相談に的確に応ずること、不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことを通して、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的としており、罰則は規定しておりません。 県民であることを理由とする不当な差別的言動については、情報収集、実態の調査等を行い、被害の態様に応じ、解消に向けて必要な取組を行うこととしております。
20	加害者への対応がない。加害者への対応内容を記載してください。	

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
21	条例が沖縄ヘイトについて、現時点でのできる限り明確な定義規定を置き、実行性ある措置をとるとの条項を入れた上で、定義規定の解釈のガイドライン、事例集の策定や、それに対する規制方法、氏名公表、罰則などについては、専門的な第三者機関に実態調査を含めて調査審議を委託すると規定する方法があると思う。	この条例では、不当な差別のない社会の形成を図るために基本方針を定め、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消の推進を図ることとしており、罰則は規定していません。 「県民であることを理由とする不当な差別的言動」により、県民の私生活上の平穏が脅かされるような状況となった場合において、県は、当該言動に関する相談などからの情報収集、実態の調査等を行い、被害の態様に応じ、解消に向けた必要な取組を行うこととしております。
22	県が「沖縄ヘイト」について行うことを明確にすること。施行後、「沖縄ヘイト」の定義に抵触する可能性があるものをリサーチし、専門的な第三者機関で削除要請のためのマニュアルを策定すること。	
23	沖縄県民に対する誹謗中傷がインターネットで行われたときは、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動が行われた場合と同等の措置がとられると解釈してよいのか。	この条例では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を踏まえ、本邦外出身者等に対するインターネット上での不当な差別的言動に該当すると認められるときに、必要な措置を講ずることとしております。 県民であることを理由とする不当な差別的言動については、情報収集、実態の調査等を行い、被害の態様に応じ、解消に向けた必要な取組を行うこととしております。
24	県民への差別問題を条例で規制すべきではない。 沖縄へのヘイトは知事が声明を出せばよい。	この条例は、人権尊重の理念の普及及びそれに対する県民の理解を深めること、不当な差別に関する相談に的確に応ずること、不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことを通して、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることとしており、罰則は規定していません。
25	県民に対する差別については、沖縄ヘイトを明確にできない中、規制する条例を作ることは、沖縄に対する批判をさせないというメッセージになり、沖縄のイメージダウンにつながる。	県民であることを理由とする不当な差別的言動については、情報収集、実態の調査等を行い、被害の態様に応じ、解消に向けた必要な取組を行うこととしております。
26	インターネット上の県民差別だけでなく、あらゆる場面で県民差別を対象にすべき。	「第2節 不当な差別的言動に関する施策」の中で、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずるものとして項目を立てて規定してまいります。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
27	「差別」という文言を入れるべき。被害者支援が具体ではない。弁護士費用の負担など支援を検討できないか。	この条例は、人権尊重の理念の普及及びそれに対する県民の理解を深めること、不当な差別に関する相談に的確に応ずること、不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことを通して、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的としております。 インターネット上の不当な差別的言動の解消を図るため、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発を行うとともに、インターネット上の誹謗中傷等の被害による相談に応じ、情報提供や専門機関への案内を行い、法的な助言が必要な場合は、弁護士による法律相談を行うほか、不当な差別の解消についての根本的な施策を講ずるため、差別の実情を踏まえ、情報収集、調査等に取り組んでまいります。
28	県内において県民を地域社会から排除するという状況がわかりにくいため、QAなどで事例提示を求めます。	ご意見を参考に事務を進めてまいります。
29	被害者支援の一環として、三重県差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例第8条のように、特定電気通信役務提供者の責務を入れることはできないか。	今後の参考にさせていただきます。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
4 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進について（124件）		
(1) 罰則、禁止に関するご意見（70件）		
1	本邦外出身者等に対する差別的言動に対し、限定的かつ罰則のない措置となっている。街頭で現に行われている、行われようとしている差別的言動への抑止、予防策として、見ている県民が当該表現行為を止めることができるような規定を追加すること。	この条例では、不当な差別のない社会の形成を図るために基本方針を定め、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消を図ることとしており、罰則は規定していません。 ヘイトスピーチが行われたことを確認した場合に、教育活動及び啓発活動の一環として、当該表現活動は解消する必要があるものであると県が判断したことを行為者へ通知し、また、行われたヘイトスピーチの概要を県民に公表することで、ヘイトスピーチが何であるか、どのような影響（害悪）があるのか等のヘイトスピーチに関する知識の普及及び人権尊重に関する意識の啓発を図り、ヘイトスピーチを容認しない社会環境を目指すこととしております。
2	本邦外出身者等に対する差別的言動に対しては罰則、罰金、刑事告発が必要とのご意見（同趣旨ほか44件）	この条例は、人権尊重の理念の普及及びそれに対する県民の理解を深めること、不当な差別に関する相談に的確に応ずること、不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことを通して、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることとしており、罰則は規定していません。 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動による人権侵害及びその解消の必要性について県民の関心と理解を深めるための啓発を行ってまいります。
3	沖縄に対してのみならず他県、他国、性的マイノリティーの人々にヘイトスピーチは許されるものではない。ヘイトクライムとして刑罰を設定する必要がある。	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動による人権侵害及びその解消の必要性について県民の関心と理解を深めるための啓発を行ってまいります。
4	第三者機関の意見を聞く段階を踏み、命令に従わない場合に罰則を科すようにすべきとのご意見（同趣旨ほか13件）	本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関しては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を勘案し、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消につなげていくこととしており、罰則は規定していません。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
5	罰則を入れて凍結しておき、状況に応じて解除するのご意見（同趣旨ほか3件）	この条例は、人権尊重の理念の普及及びそれに対する県民の理解を深めること、不当な差別に関する相談に的確に応ずること、不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことを通して、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的としております。
6	4(2)本邦外出身者等の定義を受けて差別を禁止する規定が必要。違法であることが明確になれば実効性が異なる。	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の趣旨」を踏まえ、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動による人権侵害及びその解消の必要性について県民の関心と理解を深めるための啓発を行っていくこととしており、罰則は規定しておりません。
7	差別的取扱いと同様にまずは禁止するという県の姿勢を表すことが県民に大きなメッセージを与えることになるのご意見（同趣旨ほか3件）	この条例は、人権尊重の理念の普及及びそれに対する県民の理解を深めること、不当な差別に関する相談に的確に応ずること、不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことを通して、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的としております。 基本理念として、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として不当な差別のない社会の形成を推進していかねばならないことを規定してまいります。
(2) 対象に関するご意見（45件）		
8	本邦外出身者等ではなく、沖縄県民を含め、全ての人とするべきのご意見（同趣旨ほか14件）	この条例では、何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体で不当な差別のない社会の形成を推進していくことと規定してまいります。
9	本邦外出身者ではなく、琉球人、琉球ルーツとするべき、または加えるべきのご意見（同趣旨ほか8件）	県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消を図ることについては、解消に向けた施策を講ずることを、「第2節 不当な差別的言動に関する施策」の中で規定し、相談体制の整備、情報の収集、実態の把握に努めてまいります。
10	ヘイトスピーチ解消法では、付帯決議で地方公共団体の長が特段の配慮をすべきとされているので、法の「本邦外出身者等」には沖縄ヘイトが実質的に追加されている。ウチナンチュの定義は「みずからのルーツが沖縄にあると思っている人」とする。	
11	条例に琉球人に対するヘイト規制を盛り込むことで基地問題解決や言語復興に役立つ。琉球末裔の我々が民族の誇りを取り戻し、日本に捨て石にされないため琉球人へのヘイト規制を追加するべき。	
12	那覇市役所前でヘイトスピーチ街宣をしていた日本人は、外国人だけにヘイトスピーチをしていたのではなく、歴史的否定等で琉球人に対して日本同化を迫る抑圧をしている。本邦外出身者保護の根拠、ヘイトスピーチをしたのは琉球人か日本人か、調査検証し、立法事実を公表して条項制定すべき。	

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
13	差別的言動は「表現の自由」に含まれないことを明示するべきとのご意見(同趣旨ほか2件)	<p>全ての人に対して不当な差別的言動は許されるものではありません。</p> <p>この条例では本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関しては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消につなげていくこととしております。</p>
14	本邦外出身者等に対する不当な差別的言動が行われた場合の措置を実施する場合に、表現の自由その他日本国憲法の保障する自由の権利を不当に侵害しないよう留意するとされているが、表現の自由は無制限では無く被害者の自由の権利を考慮する必要があることを明記すべき。	<p>本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意しなければならないことを規定してまいります。</p>
15	本邦外出身者には当然、米軍軍人、軍属が含まれるべき。本条例に明記するか附則、広報等を行うこと。米軍人、軍属に対する行き過ぎた誹謗、中傷は完全にヘイトである。	<p>法務省が発出している『「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報』によれば、「外国政府等の国家機関に対する批判を内容とする言動は同法第2条に規定する「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」には該当しない」「在日米軍に対する批判を内容とする政治的活動については「不当な差別的言動」に含まれない」とされています。</p>
16	人種を揶揄する表現（米国人をヤンキー、日本人をジャップ等）を使うことも差別である旨条文を追加すること。米軍基地が必要でないと思う人達が米兵やその家族、基地で働く人達に抗議するのは矛先が違うと感じる。	<p>しかしながら、「個別具体の言動が『不当な差別的言動』に該当するか否か」については、「法律の趣旨を踏まえて、当該言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断される」となっております。</p>
17	条例ではなく、法律（刑法）を適用して処罰すべき。	<p>この条例では本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関しては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消につなげていくこととしております。</p>
18	罰則規定は必要ありません。氏名公表も慎重に対応すべき。	<p>本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意しなければならないことを規定してまいります。</p>
19	氏名公表は慎重に行ってほしい。県がレッテルを貼ることになり救済する措置がなくなる。罰則を設けると沖縄が危険な地であるように見え、観光地としてマイナスになる。	

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
20	「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」として示す4(2)イ(ア)のうち、「危害を加える旨」に「及び同行為を推察されること」追記する。基地を警備する日本人に対して家族に危害を与えられるかもしれないという恐怖を与える行為を防止するため。	この条例では本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関しては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消につなげていくこととしております。 個人に対する脅迫の疑いのある場合は、刑法により対応すべきと考えます。
21	適法居住権を外したことを評価したい。滞在するもの、観光客などを対象となるので観光立県の沖縄らしい条例と言えるのご意見（同趣旨ほか1件）	この条例では本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関しては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消につなげていくこととしております。 本邦外出身者等については「適法に居住するもの」と限定せず、対象を広げていくこととしております。
22	3ページ11行目「表現行為」の定義に関して、「インターネットによる行う」は、「インターネットにより行う」の誤りではないか。	ご指摘の部分は条例骨子での誤記でした。 条例では、正しく表記してまいります。
23	本邦外出身者等の定義として「本邦の域外にある国又は地域」とあるが、「特定の地域の出身であることを理由として」にすべき。	この条例では本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関しては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、同法の規定を参考に規定していくこととしております。
24	3ページ3行目、5行目「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」に関して、「差別意識を助長し又は誘発する目的で公然と」の「目的」と書く必要はない。	
25	「地域社会から排除することを扇動」という表現より、「地域社会から退去させることを告知し又はそれを助長すること」とした方が明確。	
26	インターネットで行われた表現活動について、範囲を限定する必要はない。本邦外出身者等への差別的言動であると認められれば、拡散防止措置をすぐに講ずるべき。	この条例では、知事は、あらかじめ沖縄県差別のない社会づくり審議会の意見を聴き、当該表現活動が本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、表現活動を行ったものに意見を述べる機会を与えた上で、人権侵犯事件に係る事務を所管する国の行政機関に通知するとともに、表現活動の内容の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称を適切な方法で公表することとしております。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
27	米軍、基地に対する抗議表現は、ヘイトスピーチ解消法の対象とならないことを条例の解釈指針や説明書に明記すること。	ご意見を参考に、事務を進めてまいります。
(3) 公表に関する意見（6件）		
28	インターネットで行われた表現活動、不当な差別発言について県が公表するとあるが、誰が、どんな方法で公表すること。	知事は、あらかじめ沖縄県差別のない社会づくり審議会の意見を聴き、当該表現活動が本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、表現活動を行ったものに意見を述べる機会を与えた上で、表現活動の内容の概要及び行ったものの氏名または名称をインターネットの利用その他適切な方法で公表することと規定してまいります。
29	汚い言葉或いはヘイト的な表現は指摘して止めてもらい、しかし演説そのものを認めるのが民主主義。条例での処罰的な規定は、今回は氏名・住所の公表だけだが、いずれ処罰も厳罰化される可能性があり制定に反対。	本条例では、ヘイトスピーチが行われたことを確認した場合に、教育活動及び啓発活動の一環として、当該表現活動は解消する必要があるものであると県が判断したことを行為者へ通知し、また、行われたヘイトスピーチの概要を県民に公表することで、ヘイトスピーチが何であるか、どのような影響（害悪）があるのか等のヘイトスピーチに関する知識の普及及び人権尊重に関する意識の啓発を図り、ヘイトスピーチを容認しない社会環境を目指すこととしております。 「表現の自由」は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つとして位置づけられており、施策の実施に当たっては、「表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意してまいります。
30	氏名公表だけで十分重い懲罰行為。氏名公表は一個人にとって差別主義者とレッテルを貼られるようなもの。本来は氏名公表含め司法の判断に任せるべき。事前にヘイトとされる例を明示し、県民のコンセンサスを得たもの以外は罰則対象にすべきではない。	
31	ヘイトの疑いのある行為による被害者の早急な救済のための適切な措置には賛成。だが、実施した措置の速やかな公開、制度趣旨に反する場合の公開中止、憲法の保障する自由と権利を侵害しないよう配慮すべき。	
32	大阪市、東京都の条例のように明らかにヘイトスピーチに当たらない場合以外は審査会に諮問するとの規定にすること。	この条例では、知事は、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動が行われたと認められる場合は、沖縄県差別のない社会づくり審議会の意見を聴くことと規定してまいります。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
33	本邦外出身者等に対する不当な差別的言動が行われた場合の措置としての「公表」をしない場合の条件が分かりづらいので明記すべき。	条例では、公表することにより本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認めるとき、当該表現活動を行ったものの所在が判明しないとき、その他特別な理由があると認めるときには、規則で定めるところにより公表しないことができるとしてまいります。
(4) 支援に関する意見（2件）		
34	解消に向けた取組の推進に加えて、被害者支援も明記すべきとのご意見（同趣旨ほか1件）	本条例では、不当な差別のない社会の形成を図るための基本方針に基づく基本施策として、不当な差別に関し、相談に的確に応じるための相談体制の整備することを規定してまいります。
(5) 教育・啓発に関する意見（1件）		
35	本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進には、学校、職場での教育、啓蒙の活発化が必要。	本条例では、不当な差別のない社会の形成を図るための基本方針に基づく基本施策として、人権尊重の理念を普及させ、その理解を深めるための教育活動及び啓発活動等の取組を行うこととしております。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
5 性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進について（50件）		
(1) 項目名に対するご意見（16件）		
1	項目名を「性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進」から「性的指向及び性自認を理由とした不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」とするよう変更を求める意見 (同趣旨ほか10件)	この条例は、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため制定するものであり、その基本理念に、「何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならない」と規定することとしております。 性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るための施策を講ずることを規定してまいります。
2	「LGBTQ+等の性の多様性を理由とした不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に変更し、他の項目と同じように差別について明記した表現にするべきとの意見 (同趣旨ほか2件)	
3	項目名を「性的指向及び性自認の多様性に関する差別的取り扱いの発生の防止を図る」にしていただきたい。	
4	「性的指向及び性自認を理由とする差別的取扱いの解消に向けた取組」として欲しい。	
(2) 趣旨についてのご意見（7件）		
5	性的指向及び性自認は、十分に説明しないと興味本位など誤ったとらえ方をする危険があるため、項目及び趣旨において「性的少数者、または性的マイノリティ」の表現に変更することが望ましい。	県では、令和3年3月に、沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいる宣言）により、多様な性を理由とする偏見及び差別を許さないこと等を宣言しており、当該偏見及び差別の解消を図るための取組を社会全体で推進する必要があると考えております。 宣言は、県の取組の方向性を示したものであり、県の責務等は規定されておりません。県内においては、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別も実際に生じており、その対策が求められていることから、この条例において、県の責務等や、施策を講ずることを規定してまいります。
6	トランスジェンダーのみへの配慮で良いと考える。 戸籍や婚姻等の制度的な要望があるなら、議員による立法で対応すべきでヘイト条例で対応すべきではない。性自認は対象とするべきだと思う。	
7	性自認という表現又は対象とすることはまだ議論が必要だと思う。	

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
8	LGBTQ+に対する差別について明記した表現にすべき。	
9	「性的指向・性自認等」にするか「性的指向・性自認・性的特徴・性表現等」(SOGIESC) としてほしい。	
10	趣旨に「性的指向及び性自認を理由とする差別的言動は許されないものであるとの認識の下に」といった文言を加える。	条例の前文において、全ての人への不当な差別は許されないことを宣言するとともに、基本理念においても、「何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならない」と規定してまいります。
11	趣旨に「性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的言動を防止し、もって誰もが～」を追記し、改める。	
(3) 基本方針に関するご意見（8件）		
12	多様性に関する理解の増進に資する施策に、教育現場や企業での研修強化について具体的に記すべきとの意見 (同趣旨ほか1件)	この条例は、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため、制定するものです。 社会全体で不当な差別の解消を推進するため、その基本理念、責務、基本方針等に基づき、県が講ずる施策を規定し、学校、職域その他の様々な場を通じて行う教育活動及び啓発活動、相談の実施及び情報の提供、不当な差別の解消を図るために必要な施策に取り組んでまいります。
13	教育の必要性について言及がないため、自死に至ることがあることを教育現場に入れたほうが良い。	
14	「性的指向及び性自認の多様性に関する県民の十分な理解の促進を図ること」について、理解の促進を図るための具体的な施策を明記すべきである。	
15	「不当な差別的取扱の発生の防止を図ること」について、防止することについて具体的な施策を明記すべきである。	
16	「県が実施する事務事業において～配慮すること」について、具体的にどのように配慮するのか明記すべきであり、また当事者の意見を聞き、どのような施策が必要か調査し実施すべきである。	

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
17	基本方針のイ「本人の意に反する性的指向又は性自認の公表」は、「何人も、性的指向や性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない」と修正すべき。	条例の基本理念に、「何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならない」と規定することとしております。 この条例では、不当な差別による人権侵害及びその解消の必要性について理解増進を図るための教育活動や啓発活動、相談の実施及び情報の提供のほか、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るため必要な施策を講ずることを規定してまいります。
18	「不当な差別的取扱の発生の防止を図る」となっているが、他の項目と同じく禁止規定とすべき。	
(4) 項目全般に関するご意見（19件）		
19	性的指向・性自認に関する差別的言動は禁止されておらず、条例の構造上おかしい。	この条例は、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため制定するものであり、その基本理念に、「何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならない」と規定することとしております。 性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るための施策を講ずることを規定してまいります。
20	性的少数者に対する不当な差別的言動を禁止する旨の規定を設ける。	
21	多様性の理解の増進ではなく、性的少数者（性的マイノリティ）に対しても不当な差別的言動の禁止であるべき。	
22	ネットでの誹謗中傷には動くのに、性差別には具体的にやることは理解増進でしょうか。	
23	沖縄県は差別禁止条例でLGBTQ+だけを軽く扱うのをやめてください。 【インターネットの署名サイトで募った署名 13,765名（令和5年1月6日16時59分時点）】	
24	性的少数者に対しても深刻な差別があり、この分野に特化した条例を制定すべきとの意見（同趣旨ほか3件）	
25	性的指向及び性自認については議論不足であり、啓蒙なら条例でなくてもできる。	

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
26	性的指向及び性自認について、実効性を確保するため、罰金、事業者名・氏名等の公表等の行政罰を含む適切な措置の明記を求める意見 (同趣旨ほか6件)	この条例は、人権尊重の理念の普及及びそれに対する県民の理解を深めること、不当な差別に関する相談に的確に応ずること、不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことを通して、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的としております。 条例に規定する基本理念や、性的指向又は性自認に関する不当な差別による人権侵害及びその解消の必要性について理解増進を図るための教育活動や啓発活動、相談の実施及び情報の提供等、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るための必要な施策を講ずることを規定してまいります。
27	性的マイノリティを含めるのであれば、従来の女性差別障害者差別なども加え、差別禁止条例のような意味を持たせていくことが考えられる。	この条例は、新たな人権課題を含めた不当な差別の解消に関し、既に制定されている男女共同参画推進条例や障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例と相まって、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため制定するものです。
28	ジェンダー問題を入れ込んだ経緯の説明がなく唐突感があり、女性の人権条例などとともに、別途条例の制定を目指していくべき。	県内においては、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別も実際に生じており、その対策が求められていることから、この条例において、県の責務等を規定し、施策を講ずることとしております。

【上記項目No.23関連】令和5年1月22日、琉球大学法科大学院の学生有志により、条例骨子案に対して「沖縄県は差別禁止条例でLGBTQ+だけを軽く扱うのをやめてください」とするインターネットの署名サイトで募った署名（13,765人）が県に提出されております。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
6 沖縄県人権尊重社会づくり推進審議会(仮称) について (44件)		
(1) 委員の委嘱に際して偏りのない公平・中立な人選を求めるご意見 (5件)		
1	第三者機関として重要な立場になるので人選等慎重に進めること	「沖縄県差別のない社会づくり審議会」の委員については、専門的な知識を有する学識経験のある者等から知事が任命することとしております。委員の選任にあたっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており慎重かつ厳正に行ってまいります。
2	その時の政治に左右されないよう自立性のある審議会を期待したい。	
3	差別の認定問題は審査委員の政治性と主観的な要素が入り易くて心配。審査会の委員は裁判員制度の様な一般市民からの意見聴取がよい。専門性については、保革双方の推薦する識者半々の人選が妥当である。	
4	偏りのある第三者機関なら意味がない。	
5	公平・公正なメンバーで相当な学識を持ったものにする必要がある。日本国籍及び県議会の承認を必須とする。	
(2) 委員の委嘱に際して、外国人、差別を受けたことのある人、社会的マイノリティなどの当事者等を入れるべきとのご意見(11件)		
6	専門的知見と経験を持った委員を人選すべきとのご意見	「沖縄県差別のない社会づくり審議会」の委員については、専門的な知識を有する学識経験のある者等から知事が任命することとしております。委員の選任にあたっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており慎重かつ厳正に行ってまいります。
7	人種・民族差別の専門家（琉球沖縄ルーツを持つ）による審査会設置	
8	琉球人及び琉球の島々にルーツを持つ当事者有識者及び、人種・民族差別、セクシャルマイノリティ差別の専門家、国際法と国内法に詳しい専門家で審議会を設置すること。	
9	弁護士（国際人権法）、有識者、民族マイノリティ当事者、市民団体を構成員とすべき	
10	差別・人権問題の専門家、当事者も入れるべき（国際人権法に詳しい人も）	
11	学識経験者に加え市民からも参加を募ること	
12	専門家だけでなく報道記者や当事者、市民を入れること	
13	外国籍者、女性、性的マイノリティ、障がいなどのマイノリティの属性を有する専門家をに入れてほしい	

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
14	差別問題の専門家（相当数を差別される属性を持った専門家）や弁護士、差別された当事者、支援団体のメンバーを入れること。（外国籍、女性、性的マイノリティ、障害などの属性を持つ専門家）	
15	第三者機関として専門性を備えた研究者や弁護士、マイノリティ当事者、その他関連団体（NGOや市民団体）の代表者等から構成すること。	
16	委員選定には、差別問題を専門にしている研究者や弁護士を置いてください。被差別属性の当事者または支援団体の関係者も委員に入れてください。	
(3) 審議会の設置目的についてのご意見（1件）		
17	差別のない人権尊重社会づくりの推進に関する重要事項とは何か具体的に記載すべきである。また第三者機関には被害者を救済する機能も持たせるべき。	「沖縄県差別のない社会づくり審議会」は、差別のない社会づくりの推進に関する重要事項の調査審議及び本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の該当性を審査するための第三者機関として設置することとしています。 また県が実施する施策について実施状況の報告等を行い、評価を受け、施策へ反映していくこととしております。
(4) 審議会の組織・運営等についてのご意見（7件）		
18	メンバーの要件、任期、選定方法、会議議事録の公開、委員のリコールを明文化すること。	「沖縄県差別のない社会づくり審議会」については、原則公開を予定しておりますが、会議を公開すると個人の権利利益を侵害するおそれがある場合などは非公開とする場合があります。 組織・運営等に関する事項については、本条例及び今後制定する関係規則等に則り対応してまいります。
19	県民への情報公開と責任を明記すること。協議会自身が不正を行った場合に県民として責任追及ができる手段を明記。	
20	重大な差別事案は県知事名で声明を出すよう、審議会から勧告できるようにすること。	「沖縄県差別のない社会づくり審議会」は、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の該当性の審査、及び差別のない社会づくりの推進に関する重要事項の調査審議を行うための第三者機関として設置する附属機関であります。 本審議会は、不当な差別のない社会の形成に関する施策の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議できることを規定してまいります。
21	審議会は独立した第三者機関であること。	「沖縄県差別のない社会づくり審議会」は、差別のない社会づくりの推進に関する重要事項の調査審議及び本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の該当性を審査するための第三者機関として設置する附属機関であります。
22	第三者機関の設置を検討してほしい。	

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
23	人権問題に積極的に取り組む一般人や学識経験者等で組織する附属機関を設置し、定期的開催のみでなく、喫緊の課題については不定期に迅速な対応を行う。罰則の制定についても県へ随時提案する権限を有する。	「沖縄県差別のない社会づくり審議会」は、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の該当性の審査、及び差別のない社会づくりの推進に関する重要事項の調査審議するための第三者機関として設置する附属機関であります。 委員の選任にあたっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており慎重かつ厳正に行ってまいります。 本審議会の組織・運営等に関する事項については、本条例及び関係規則等に則り対応してまいります。
24	権限を持つ独立機関とし、定期的に管理・支援・情報の公開等を行うべきである。	「沖縄県差別のない社会づくり審議会」は、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の該当性の審査、及び差別のない社会づくりの推進に関する重要事項の調査審議するための第三者機関として設置する附属機関であります。 本審議会については、原則公開を予定しておりますが、会議を公開すると個人の権利利益を侵害するおそれがある場合などは非公開とする場合があります。
(5) 被害者救済支援が必要という意見についてのご意見(4件)		
25	審議会の独立性は必須で被害者救済の権限を持たせること。	被害者支援については、相談体制の整備や情報提供の充実を図る等、必要な施策を講ずることとしています。
26	当事者が裁判による解決を望んだ場合の裁判費用など援助対策を検討し条文に記載すべき。	
27	審議会は独立性があり、差別の実態調査や行政への勧告、被害者救済を行う権限を有する機関としてほしい(東京弁護士会モデル条例案のように)	
28	裁判は一般の人にかかなりの負担になる。弁護士を紹介したり、精神的なフォローなどの制度を作ってほしい。	
(6) 性的指向及び性自認も不当な差別的言動の審議対象とすることを求めるご意見(7件)		
29	性的指向及び性自認に対する不当な差別的言動も審議会の審議対象とすることのご意見(同趣旨ほか6件)	「沖縄県差別のない社会づくり審議会」では、不当な差別のない社会の形成に関する施策の推進に関する重要事項についての調査審議を行うこととしており、人権施策の取組状況の報告や評価を行うことにより、施策へ反映していくこととしております。 県は性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るため、学校、職域、その他の様々な場を通じて行う教育活動・啓発活動や、相談の実施及び情報の提供、不当な差別を図るために必要な施策に取り組んでまいります。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
(7) 其他のご意見（9件）		
30	審査機関のみならず推進するための委託団体（実際の活動を行う実を伴った団体）を置く。	<p>「沖縄県差別のない社会づくり審議会」は、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の該当性の審査、及び差別のない社会づくりの推進に関する重要事項の調査審議を行うための第三者機関として設置する附属機関であります。</p> <p>本審議会は、不当な差別のない社会の形成に関する施策の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議できることを規定してまいります。</p> <p>本審議会の組織・運営等に関する事項については、本条例及び関係規則等に則り対応してまいります。</p>
31	差別実態調査を行う機関が必要	
32	第三者機関として専門性を備えた研究者や弁護士、マイノリティ当事者、その関連団体（NGOや市民団体）の代表者等から構成される「人権機関」を設置し、認定する機能だけでなく実態調査（調査権限）や人権施策のチェック等を行う。（同趣旨ほか1件）	
33	専門性を持つ研究者、弁護士、人権、差別、（各）マイノリティに関連するNGOや市民団体の代表者や、そのメンバーの一人、マイノリティ当事者等から構成し、差別の検証、認定をし、実態調査、施策のチェック、提言等を行う、県から独立した第三者機関を設置してほしい。	
34	審議会は独立性があり、差別の実態調査や行政への勧告、被害者救済を行う権限を有する機関としてほしい。（同趣旨ほか1件）	
35	「沖縄県人権委員会」という名称の第三者機関を設置する。 構成員は、差別を解消するための専門家、マイノリティ当事者、市民団体など。 第三者機関の機能は、①差別及び罰則の認定、②県知事が声明を発するよう勧告、③県内の差別的取扱（入居差別、職業差別など）をはじめとする県内で起きている差別の実態を定期的に調査し公表、④沖縄県の人種施策を定期的に見直し提言などを公表、⑤被害者情報を調査する権限をもつ、⑥救済手続き制度を設ける（裁判費の支援など）、⑦差別解消に繋がる異文化交流や多文化共生などのイベントや理解促進などの施策を提言、⑧海外や県外での差別解消に向けた取組や施策を定期的に調査し公表	
36	ヘイトスピーチの被害の実例をひとつの機関に蓄積させ、再発防止のために何が必要か分析する専門家による機関を設けてほしい。	

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
7	条例全般について(72件)	
(1) 条例の制定についてのご意見(8件)		
1	<p>条例制定そのものが「言論の自由・表現の自由」を権力が、弾圧する恐れがあり反対である。ヘイトスピーチについては、国の「ヘイトスピーチ解消法」で対応している。条例制定の強硬は、日本人への不公平条例となり、特定外国人やその団体への正当な批判を萎縮させる。そして、特定民族やその団体批判はタブー視され批判禁止の聖域とされかねない。差別的な侮辱・名誉毀損は現行法で対処できており、条例制定は、言論の不自由社会を招く。</p>	<p>この条例は、全ての人への不当な差別が許されないことを宣言し、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的に制定するものであります。</p> <p>日本国憲法の保障する「表現の自由」と「思想及び良心の自由」は、非常に重要なものと認識しております。</p> <p>本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置を適用する場合には、学識経験者等で組織する審議会の意見を聴くとともに、「表現の自由等への配慮」について規定してまいります。</p>
2	<p>反差別条例ができることは画期的であり、評価する。 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>この条例は、全ての人への不当な差別が許されないことを宣言し、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的に制定するものであります。</p> <p>また、不当な差別のない社会の形成を図るために基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消の推進を図ることとしております。</p>

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
3	差別全般とせず、「沖縄ヘイトを減らす／なくすことを目的とした条例」と絞った条例策定としてはどうか。	<p>県は、これまで、不当な差別の解消に向け取り組んできたところでありますが、複雑多様化する現代社会においては、外国人に対するヘイトスピーチのほか、インターネット上の誹謗中傷や性的少数者への偏見や差別等、様々な人権問題が存在しております。</p> <p>この条例は、不当な差別の解消に関し、沖縄県男女共同参画推進条例及び障害がある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例と相まって、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的としております。</p>
4	疾病や障害等に係る差別の問題は、インターネット上の誹謗中傷等に該当する場合を例外として、同条例の対象から除かれているという印象を与える。条例の題名を限的な表現に変更するか、条例の内容をより包括的に充実させるか、修正が必要。	
5	女性に対する複合的差別と暴力について、個別課題を理解して対処すること。	
6	障害者に対する理解の増進を盛り込むこと	
7	「ヘイトスピーチ規制条例」と「差別のない人権尊重社会づくり条例」を分け、第三者機関を設置して、「差別のない人権尊重社会づくり条例の骨子案」を作成する。両条例に、推進審議会の要請に基づき、県議会が条例を見直す旨の規定を制定する。	<p>県は、これまで、不当な差別の解消に向け取り組んできたところでありますが、複雑多様化する現代社会においては、外国人に対するヘイトスピーチのほか、インターネット上の誹謗中傷や性的少数者への偏見や差別等、様々な人権問題が存在していることから、今般、包括的な条例として制定を目指しているものです。</p> <p>この条例は、不当な差別の解消に関し、沖縄県男女共同参画推進条例及び障害がある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例と相まって、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的としております。</p> <p>また、条例の施行後3年を目途として、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを規定してまいります。</p>

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
(2) 条例の対象に県民を追加すべきのご意見(4件)		
8	<p>前文において「全ての人への不当な差別は許されないことを宣言」しているにも関わらず、取組の対象が「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」に限定されていることに違和感を覚える。特に本県は、県民に対する不当な差別的言動も本邦外出身者等に対する不当な差別的言動と同等、それ以上に深刻である。</p> <p>差別のない人権尊重社会づくりのためには、一切の差別に対し解消に向けた取組を推進することが不可欠。その上で、本邦外出身者、県民、性的指向及び性自認等を掲げるのが条例前文の趣旨に沿った内容になるのではないか。</p>	<p>この条例では、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずることを規定してまいります。</p> <p>また、何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないと規定し、相談体制の整備や情報収集等により実態を把握し、被害の態様に応じた施策を講じ、解消に向け取り組むこととしております。</p>
9	<p>沖縄県がこのような骨子案を作るのは当然だと思う。ネット上はもちろんだが、日々の生活でも沖縄の人に対する差別や偏見が残っているところか、ますます顕著になっていると感じる。沖縄に暮らす人々を守る条例を作る必要がある。</p>	
10	<p>3と4の間に、新たな項目を設ける。</p> <p>「県民に対して県民であることを理由とした差別的言動の解消に向けた取組の推進」</p> <p>属性を理由として差別をしてはならないことを明記する必要がある。当該言動の審議は、原則として審議会にかけること。かけないものは理由を説明すること。</p> <p>インターネット上で流布された差別デマについては、県（知事）がその非難や不正な情報を是正する「声明」を発するシステムを導入すること。定期的なネットモニタリングや削除要請等を実施すること。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>この条例は、前文で全ての人への不当な差別が許されないことを宣言するとともに、基本理念で「何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならない」ことを規定することとしております。</p> <p>不当な差別的言動に関する施策として、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずることを規定することとし、相談体制の整備や、情報収集等により実態を把握し、被害の態様に応じた施策を講じ、解消に向け取り組むこととしております。</p> <p>また、附属機関として設置する審議会では、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の措置、及び差別のない社会の形成に関する重要事項について調査審議を行うこととしています。</p>

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
(3) 条例の対象に県民を加え、罰則規程を設けることへのご意見（6件）		
11	県のヘイト条例に肝心の沖縄が含まれていないのは理解できない。 沖縄を始め外国人ヘイトは絶対許されない。 罰則を設けること	この条例は、全ての人への不当な差別が許されないことを宣言するとともに、人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現を目指し制定するものです。 不当な差別のない社会の形成を図るため、基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消の推進を図ることとしており、罰則は規定しておりません。 また、この条例では、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講じることを規定してまいります。
12	差別のない人権条例の取組を支持する。「県民」という書き方では、ウチナーンチュのことが置き去りにならないか懸念がある。罰則付きの条例制定の検討を求める。	
13	罰則規定が必要です。沖縄県民へのヘイトスピーチも対象とすべき。	
14	沖縄県民に対するヘイトについて全く盛り込まれていない。罰則がないのも大きな欠点。条例案を制定する意義がありません。一から検討し直すべき。	
15	ヘイトスピーチに対する罰則がゆるく感じる。 沖縄人に対するヘイトスピーチを甘くみてはいけない。 日本一厳しい条例にしてほしい。	
16	包括+罰則の条例を目指すべき。 沖縄の人々の定義が難しい、ハードルが高いというなら、たとえ罰則はなくとも「沖縄の人々も含めた包括条例」にすべき。	この条例は、従来から取り組んでいる不当な差別に新たに問題となっているインターネット上の誹謗中傷や性的少数者への偏見や差別等を含めた不当な差別の解消に関し、既に制定されている条例と相まって取り組んでいくことで、社会全体で差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的としております。 また、この条例では、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講じることを規定してまいります。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
(4) 「ウチナーンチュ」「琉球民族」「琉球ルーツ」への差別の禁止（差別の解消、差別撤廃等）に関するご意見（8件）		
17	前文でかつて琉球王国であったことに触れているにも係わらず、条例本文では、ウチナーンチュを「県民」としてあいまいに表現している。ウチナーンチュ（琉球民族）は国連も認める民族であり、それ故に差別の対象となっており、差別やヘイト等から守られるべきであることを明確に示すべき。	この条例では、全ての人に対する差別は許されないことを宣言し、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的としております。 何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体で不当な差別のない社会の形成を推進していかねばならないことを規定してまいります。
18	ウチナーンチュに対するヘイトにNOを示してほしい。	
19	「県民」ではなく「ウチナーンチュ」「琉球ルーツ」など、民族に対する差別であることを明確にして欲しい。 沖縄(琉球)と日本の歴史的関係に起因する沖縄独特の差別の構造をきちんと取り入れて反映してください。	
20	本邦外(外国人)出身者救済のために琉球人救済は後回しでは本末転倒。琉球人を救済や保護から排除される理由はない。人種・民族に優劣をつけずに同時に救済や保護はできます。	
21	県民という行政的な区分ではなく、歴史的経緯を踏まえた「沖縄にルーツを持つ者」という概念によって差別の解消を図るべき。	
22	琉球ルーツに対しても差別禁止をもっとうたってほしい。	この条例は、全ての人への不当な差別が許されないことを宣言し、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的に制定するものであります。 何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体で不当な差別のない社会の形成を推進していかねばならないことを規定してまいります。 また、不当な差別のない社会の形成を図るため、基本方針に

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
23	沖縄人差別の撤廃を明文的に示すこと。また罰則規定を盛り込むことを検討してほしい。 (同趣旨ほか1件)	基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消の推進を図ることとしており、罰則は規定しておりません。
(5) 条例の対象についてのご意見（その他）（6件）		
24	条例の対象は、日本国民や駐留軍の米国民に対してのヘイトスピーチも条例違反と明記してほしい。	<p>この条例は、全ての人への不当な差別が許されないことを宣言し、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的に制定するものであります。</p> <p>法務省が発出している『「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報』によれば、「外国政府等の国家機関に対する批判を内容とする言動は同法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」には該当しない」「在日米軍に対する批判を内容とする政治的活動については「不当な差別的言動」には含まれない」とされています。</p> <p>しかしながら、「個別具体の言動が『不当な差別的言動』に該当するか否か」については、「法律の趣旨を踏まえて、当該言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断される」とされています。</p>
25	「反基地活動家」が沖縄県民に対しヘイトスピーチを行った場合の処分、被害者救済及びこれを未然に抑止するための手段を講じるべきである。	この条例は、全ての人への不当な差別が許されないことを宣言し、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的に制定するものであります。
26	国内の沖縄県民、福島県民、北海道のアイヌの人々などに対する差別も闊歩している。本邦内出身者のための取組の推進が設定されるべき。	また、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講じることを規定してまいります。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
27	LGBT等の理解推進を追加しているが、本来どのような立場の人も差別されない条例にすべきだと思う。また私たち「うちなーんちゅ」に対する差別的な言葉も多くみられる。私たち自身を守る条文も必要と思う。	
28	性的指向と性自認という全く性質の異なるものを一つにするのは当事者に失礼である。部落差別はヤマトの問題であるが、同じ統治機構にある以上逃れられない問題ではないか。	
29	本邦外出身者と性的マイノリティにのみ焦点を当てて条文化しているのは範囲が狭いのではないか。	
(6) 罰則規定を導入すべきのご意見（17件）		
30	<p>多くの人から「罰則規定」の必要性が指摘されている。実行性を大切にするなら罰則規程を導入すべき。弁護士らの説明によると「刑事罰導入にためらいがある場合は前科とならない行政罰（過料）という選択肢がある」とのこと。</p> <p>また沖縄人（県民）に対するヘイトスピーチに罰則まで設けるのが法的にハードルが高く実現困難であれば、県によるネットモニタリングやプロバイダーへの削除要請、結果の公表、街頭でのヘイトスピーチを止める具体的行動を県の責任において行うこと。</p>	<p>この条例では、不当な差別のない社会の形成を図るため、基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消の推進を図ることとしており、罰則は規定しておりません。</p> <p>また、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講じることを規定し、相談体制の整備や、情報収集等による実態把握、被害の態様に応じた措置を講ずることとしております。</p>
31	実効性の観点から罰則の導入も大切。外国ルーツ、ウチナーンチュも、同様に守られるべき。	
32	2（3）に列記される事項に対する不当な差別的言動の解消に向けた実効性を確保するために、罰金、事業者名・氏名等の公表等の行政罰を含む適切な措置を明記してください。 （同趣旨ほか6件）	<p>この条例では、不当な差別のない社会の形成を図るため、基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消の推進を図ることとしており、罰則は規定しておりません。</p>

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
33	具体的な被害者救済、支援の為の施策を明記してほしい。	この条例では、不当な差別のない社会の形成を図るため、基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消の推進を図ることとしております。
34	ヘイトスピーチの禁止と抑止効果のための罰則を求める。 (同趣旨ほか4件)	この条例では、不当な差別のない社会の形成を図るため、基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消の推進を図ることとしており、罰則は規定しておりません。
35	罰則規定が明記される必要がある。 公表はどこですか(新聞、テレビ)。 人権尊重を意識して行動するよう研修、教育指導の機会を与えることも必要。	この条例では、不当な差別のない社会の形成を図るため、基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消の推進を図ることとしており、罰則は規定しておりません。 また、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置について、インターネットの利用その他の適切な方法で公表するものとしております。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
36	琉球・沖縄人の権利保障に関する国連勧告を履行するため、初回から罰則を科す条項を含めた差別禁止条例を制定すること。	<p>この条例は、前文において、全ての人への不当な差別が許されないことを宣言するとともに、基本理念で、何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体で不当な差別のない社会の形成を推進していかねばならないことを規定してまいります。</p> <p>また、不当な差別のない社会の形成を図るため、基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消の推進を図ることとしており、罰則は規定しておりません。</p>
(7) 条例の内容についてのご意見(23件)		
37	「不当な差別」について、「不当」でない差別があるのだろうか。「不当な」はすべて削除してほしい。他の箇所では「差別のない人権尊重社会」など「不当」がついていない表現がある。	「不当な差別」とは、本人の意思で変えることのできない属性又は個人の特性を理由として、正当な理由なく区別、排除又は制限を行うものをいい、総則において、不当な差別について定義することとしております。
38	全体的に本邦外出身者等に対する不当な差別とあるが、沖縄の特定の人に寄与する条例なら市町村単位で決を取るべきだ。県の一方的なヘイトスピーチ条例は危険と考える。県は沖縄県民にどのようなのが差別になるのか条例ができる前に公表すること。	<p>この条例が目指す人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現は、世界人権宣言及び日本国憲法が保障する基本的人権の観念と一致するものであります。</p> <p>不当な差別のない社会の形成を図るため、基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消の推進を図ることとしております。</p>

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
39	差別のない人権尊重社会づくり条例には、県が啓蒙活動を行うこと、「出身地(島)に基づく差別」に関しても規定を入れる。	この条例は、何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下、社会全体で不当な差別のない社会の形成を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的としております。 また、不当な差別のない社会の形成を図るために基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消の推進を図ることとしております。
40	「沖縄ヘイト」ネットで見られる差別発言は罰則でなくなることはない。罰則ではなく、学校や社会への啓発に取り組むべき。	この条例は、不当な差別のない社会の形成を図るために基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消の推進を図ることとしております。 人権尊重の普及・啓発については、啓発パンフレット等を活用し、教育機関等と連携した啓発活動に取り組むこととしております。
41	県内及びインターネット上の差別実態に関する定期調査と公表を行い、施策に反映できるようにしてください。	この条例は、全ての人への不当な差別が許されないことを宣言し、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的に制定するものであります。 また、不当な差別のない社会の形成を図るために基本方針に基づき、不当な差別について、情報収集、調査、分析等の取組を行い、差別の実情を踏まえ、不当な差別の解消を図るための施策を講ずることとしております。
42	沖縄県がこのような骨子案を作るのは当然だと思う。ネット上はもちろんだが、日々の生活でも沖縄の人にたいする差別や偏見が残っているところか、ますます顕著になっていると感じる。沖縄に暮らす人々を守る条例を作る必要がある。	この条例は、社会全体で不当な差別的言動の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため制定するものです。 本条例では、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずることを規定してまいります。

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
43	実効性のある条例制定実現のために、沖縄県が抱える人権問題に対する社会規範向上のために、また運用面を考えてもまずは人権機関の設置がスタートになるでは。応援します。	この条例は、全ての人への不当な差別が許されないことを宣言し、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的に制定するものであります。 また、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の該当性の審査、及び差別のない人権尊重社会づくりの推進に関する重要事項の調査審議を行う附属機関を設置してまいります。
44	アフターコロナを見据え、外国人に対するヘイトスピーチの対策が必要、ぜひ早期に条例を制定して欲しい。まずは、条例を制定し、必要に応じて見直していく。	この条例では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関する施策を定めるとともに、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置を講ずることを規定してまいります。 また、条例の施行後3年を目途として、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを規定してまいります。
45	安易に罰則をおくことによって行政機関が民間人の発言を取り締まることは言論統制につながりかねない。憲法違反で知事が訴えられないよう、慎重に取り組んでいかれることを願いたい。	この条例は、全ての人への不当な差別が許されないことを宣言し、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的に制定するものであります。 また、不当な差別のない社会の形成を図るために基本方針に基づき、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消の推進を図ることとしております。
46	一日も早く、差別を許さないという県の姿勢を示すべき。2月議会でもとりあげてください。	
47	県民として差別のない人権尊重社会づくり条例が、県として一日でも早く制定されることを望む。	

番号 項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
48	条例が制定されれば沖縄県として終了ではなく、県民、他県にどのように伝え知ってもらうことが大事。	
49	沖縄差別について定義すること。	この条例は、社会全体で不当な差別的言動の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため制定するものです。 本条例では、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずることを規定してまいります。相談体制の整備や情報収集等により実態を把握し、被害の態様に応じた施策を講じ、解消に向け取り組むこととしております。
50	改正を含む定期的な条例の見直しを行うことについて条例上明記してほしいとのご意見（同趣旨ほか6件）	条例の施行後3年を目途として、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを規定してまいります。
51	当該骨子が条例にどのように反映されるのか、その位置づけがみえない。	この条例は、当該骨子を基に県民意見を参考の上、条例案を作成し、沖縄県議会2月定例会への提出を行ってまいります。
52	骨子案の構成について 骨子案の3～5の関係が非常に見えにくい。3はインターネットという差別の「手段」をタイトルとしているが、4と5は本邦外出身者及び性指向・性自認という「被差別対象者」をタイトルに掲げている。また3の内容は（3）に見られるように差別の対象となっている「県民」を念頭に置いたものとなっている。3～5でレベルがバラバラで一貫性がない。 このため骨子案の分け方ではなく、「3 差別被害者」「4 差別事象の手段・方法」、「5 差別に対する取組」のような構成にしてはどうか。	この条例は、県の施策の基本方針に基づき、不当な差別的言動に関する施策及び性的指向又は性自認を理由とする不当な差別に関する施策を規定する構成としています。
53	意見提出用紙のワードはスマホではダウンロードできない。PCを所有していない人もいるため、改善すべきである。	今後、改善いたします。